

巻頭言

「協同」を学ぶ

中川 雄一郎(明治大学教授／協同総研副理事長)

「全国よい仕事研究交流集会2015」にコメンテーターとして参加した。協同事業を通じて経済的目的と社会的目的を遂行する協同組合や社会的企業あるいはフェアトレードのような非営利・協同の事業体は、「社会的実践に深く根を張った多様な新しい制度的形態を追究している」私にとって重要な研究対象である。というのは、市民によって創り出されるこれらの協同事業体は、J-L.ラヴィルが論じているように、「経済的生活に民主主義の規範を埋め込ませる方途を指し示してくれる」からである。

市民によって展開される協同の労働や協同の仕事が重要であると社会的にみなされるようになってきたのは、「コミュニティにおいてコミュニティのために遂行される協同の労働や協同の仕事」を実際に活性化させる「制度・システム・メカニズム」が「経済生活に民主主義の規範を埋め込ませる」ことの社会的な意味を人びとが理解し認識して、自らの立ち位置に気づくようになったからである。そしてその「気づき」の背景には「経済的、社会的な不平等や不公正が蔓延しつつある」日常生活をどうにかして変えていかなければならない、との

人びとの意識の広がりがあった。彼・彼女たちは、民主主義とは「多様な市民同士の間の関係をより良く築いていこうと努力することである」と正しくも自覚していたのである。

私は、(イギリス保守党の首相であった)ミセス・サッチャーが2つのことを主張して市民から批判されたことを思い出す。1つは、「イギリスには社会というようなものは存在しない」(There is no such thing as society in Britain)との主張である。その主張は、市民の生活・暮らしの状態は「すべからず市民自身が責任を取るべしことと心得よ」という無責任の正当化である。高齢者ケアも、育児も保育も、失業も、貧困も、社会的排除も、と。もう1つは、「市場と競争以外に別の枠組みなど存在しない」(There is no alternative framework)、民主主義に基礎を置く社会的包摂の実現を目指す経済的、社会的な協力・協同の、決してや非営利・協同などという「オルターナティブ・フレームワーク(別の枠組み)」は存在しない、との放言である。実際、彼女のこのような主張と放言は「自治・権利・責任・参加」を中心核とするシチズンシッ

プの「商品化」を意味した。要するに、ミセス・サッチャーの眼は、「市民の生活・暮らし」を支える経済が「人と人との関係」に基礎を置いていることを察知できずに、もっぱら「物と物との関係」に基礎を置いているのだと市民の生活と暮らしを覗き込んで悦に入り、新自由主義政策を展開したのである。その結果が格差と貧困の拡大であった。

それからおよそ30年後の現在、サッチャー保守党政府が行なって失敗した新自由主義政策を自公政府の安倍政権が一同じように覗き込んで悦に入り一新自由主義政策を実行に移している。私たちが現に目撃しているように、その政策によって格差と貧困がより一層拡大することはあっても、縮小することはない。その意味で、安倍政権による最悪の新自由主義労働政策である「残業代ゼロ」政策は「労働の権利」の破壊であり、したがって、シチズンシップの商品化の典型である、と言ってよい。言うまでもないことだが、シチズンシップの商品化は、労働者が「市民であること」を否定されることを意味するのである。

このような新自由主義政策によるシチズンシップの商品化に反対して、「経済生活に民主主義の規範を埋め込ませる」論陣を張ったのがアマルティア・センである。彼は「人間の市民的存在」についてこう主張した。「人間はその多様性に関心を持ち、それに基づいて平等や公正を主張し、社会倫理、慎重さ、自己の利益の判断、それに社会的義務や自発的責任を踏まえて行動す

る」と。これを要するに、人びとは、個人としてもグループとしても、このような市民的かつ社会的な存在として協同組合を設立し、その事業を展開し、またその事業を通じて運動を構成し、さまざまなレベルの福祉の実現に努力する、と論じたのである。

しかもアマルティア・センは「市場」を含めた「制度」(社会)と「個人」(市民)との関係について次のように主張し、私たちに「協同組合の経済-社会的な機能と役割」を理解し認識するよう求めた。「私たち個人一人ひとりとはさまざまな社会制度の下で生活し活動している。私たち個人の生活や活動における参加の機会やそれに基づく将来の展望は、社会にどのような制度が存在しているのか、に決定的に左右される。その意味で、制度は、私たち個人が選択する活動や生き方の自由に対してどのように寄与するのか、という視点から評価されるのである」。センの主張には説得力がある。なぜなら、すぐ前で触れたように、彼の「制度」には「市場」が含まれていることから、人びとの「生活と労働の質」にとって「市場がより有効に、より透明に機能できるような制度と規範を確立し発展させる」ことの重要性を認識するよう人びとに求めているからである。

市場は「基本的な社会秩序」の重要な形成要素である、とセンは強調する。それ故、彼は、誰もが市場に平等、公正にアクセスし参加できるよう保障されること、そのためにはまた、教育の権利、労働の権利、保健・医療の権利などを保障されることが何

よりも肝要である、と言う。こうして、市場が人びとに平等、公正に機能するのであれば、「より人間的な経済と社会」を形成し、発展させていく戦略としての「協同のアプローチ」が協同組合セクターによって具体化されるだろう、とセンは論じるのである。

協同のアプローチは、民主主義に基礎を置くヒューマン・ガバナンス(人間的な統治)によって経営され運営される非営利・協同の事業と地域コミュニティで生活する人びとを結びつけることによって民主主義の規範を埋め込むことを可能にする。なぜなら、人びとは、個人としてもグループとしても、また自らの生活においても、さらには労働や事業においても、お互いに協力し協同することによって日々生活を営んでいるのだという「人間の本来的な関係」を意識するからである。そしてその意識が協同組合の事業と運動のアイデンティティの中心核となり得るのであれば、協同組合の事業と運動の発展を確かなものにする次の7つの条件が満たされることになるだろう。すなわ

ち、①組合員・職員が協同組合の事業と運動に積極的に参加する意識を高める、②組合員・職員は自分たち相互の利害を両立させ得る方法を熟知する、③組合員・職員は自分の要求、意見、判断を明確に主張する能力を高める、④組合員・職員間において生起する対立や衝突を彼ら自身によってオープンかつ建設的に取り組む手順や手法を創り出す、⑤組合員・職員間におけるコミュニケーションのオープンチャンネルを常に維持する、⑥組合員・職員間の相互の触れ合い・情報交換や意思決定を容易にするシステムを促進する、⑦他の協同組合や事業体との関係をマネージングする。

要するに、「協同」を学ぶことは、人と人との関係を厚くし、深くし、そして奥行きのあるものにしていく努力のプロセスを理解し、認識し、したがって、自己意識化することを意味するのである。この努力のプロセス、それが「民主主義」の本当の意味なのである。